

平成25年6月14日6月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 齊木 亨
4番 小池 拓司	5番 鈴木 深由希	6番 桑田 典章
7番 池田 徹	8番 岡田 美津子	9番 久保井 昭則
10番 助木 達夫	11番 新家 良和	12番 福岡 誠志
13番 山村 恵美子	14番 澤井 信秀	15番 杉原 利明
16番 宍戸 稔	17番 保実 治	18番 大森 俊和
19番 竹原 孝剛	20番 平岡 誠	21番 小田 伸次
22番 林 千祐	23番 亀井 源吉	24番 伊達 英昭
25番 國岡 富郎	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 元 廣修
特命プロジェクト 推進部長 堂本 昌二	財務部長 福永 清三
地域振興部長 藤井 啓介	産業部長兼 農業委員会 事務局長 上岡 譲二
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 瀧 奥 恵
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 坂本 高宏
総合窓口 センター部長 部谷 義登	市民病院部 事務部長 山本 直樹
君田支所長 平岡 淳	布野支所長 反田 博美
作木支所長 瀧 奥 祥二郎	吉舎支所長 木屋 繁広
三良坂支所長 片岡 法生	三和支所長 細 美好 宏
甲奴支所長 内藤 かすみ	選挙管理委員 会事務局長 上野 哲之
監査事務局長 伊川 文雄	

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大 鎗 克文	次 長 吉川 一也
議事係長 中村 静明	政務調査係長 明賀 克博
政務調査主任 瀧 熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（13日間）
第 2	報告第12号 報告第13号	繰越明許費繰越計算書について（平成24年度三次市一般会計予算） 繰越計算書について（平成24年度三次市病院事業会計予算）
第 3	報告第14号	専決処分の報告について（訴えの提起について）
第 4	議案第61号	工事請負契約の締結について
第 5	議案第53号 議案第54号 議案第55号 議案第58号 議案第59号 議案第60号	三次市宇賀交流拠点施設設置及び管理条例（案）（総務委付託） 三次市税条例及び三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）（総務委付託） 三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（教育民生委付託） 三次市職員の再任用に関する条例（案）（総務委付託） 三次市職員の退職手当に関する条例（案）（総務委付託） 三次市職員の勤務条件等の改革に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）（総務委付託）
第 6	議案第56号 議案第57号	指定管理者の指定について（総務委付託） 工事委託契約の変更について（産業建設委付託）
第 7	議案第50号 議案第51号 議案第52号	平成25年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）（予算決算委付託） 平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託） 平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）
第 8	陳情第2号	公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出について（教育民生委付託）

平成25年6月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成25年6月14日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	45
第 2	報 12	繰越明許費繰越計算書について（平成24年度三次市一般会計 予算）	45
	報 13	繰越計算書について（平成24年度三次市病院事業会計予算）	45
第 3	報 14	専決処分の報告について（訴えの提起について）	48
第 4	議 61	工事請負契約の締結について	48
第 5	議 53	三次市宇賀交流拠点施設設置及び管理条例（案）	50
	議 54	三次市税条例及び三次市国民健康保険税条例の一部を改正す る条例（案）	50
	議 55	三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例 （案）	50
	議 58	三次市職員の再任用に関する条例（案）	50
	議 59	三次市職員の退職手当に関する条例（案）	50
	議 60	三次市職員の勤務条件等の改革に伴う関係条例の整備等に関 する条例（案）	50
第 6	議 56	指定管理者の指定について	63
	議 57	工事委託契約の変更について	64
第 7	議 50	平成25年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）	64
	議 51	平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号） （案）	64
	議 52	平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1 号）（案）	64

日程番号	議案番号	件名
第 8	陳 2	公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出について……………66

~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

本日から平成25年6月定例会を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、三次市議会は、地球温暖化防止と省エネルギー対策のため、5月から10月末までの期間、ノーネクタイなどの軽装をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

ただいまの出席議員数は26人です。

これより平成25年6月三次市議会定例会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、齊木議員及び小池議員を指名をいたします。

この際御報告をいたします。

6月12日、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資金の2分の1を出資している法人の経営状況説明書を受理いたしております。

受理しました法人は次のとおりであります。三次市土地開発公社、財団法人三次市開発公社、社団法人三次市観光協会、吉舎食品株式会社、財団法人奥田元宋・小由女美術館、株式会社暮らしサポートみよし、以上の説明書については配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月26日までの13日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって会期は13日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 報告第12号 繰越明許費繰越計算書について（平成24年度三次市一般会計予算）

##### 報告第13号 繰越計算書について（平成24年度三次市病院事業会計予算）

○議長（沖原賢治君） 日程第2、報告第12号繰越明許費繰越計算書について及び報告第13号繰越計算書についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第12号及び報告第13号の報告2件につ

いて一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第12号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成24年9月市議会定例会、平成24年12月市議会定例会及び平成25年3月市議会定例会において御議決をいただきました平成24年度三次市一般会計予算の繰越明許費について、市民ホール建設事業ほか43件、合わせて44億208万3,000円を翌年度へ繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第13号繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成24年度三次市病院事業会計予算の繰越額の報告であります。

市立三次中央病院内視鏡室ほか増築及び改修工事に係る施設整備事業の繰り越しに伴う建設改良費8,950万円を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき翌年度へ繰り越しいたしましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（11番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○11番（新家良和君） 報告第12号について3点ほど質問させていただきます。

最初に、総務費、総務管理費のところの市民ホールの建設事業費でございますが、今回12億6,570万円の繰越明許となっております。

ことしの3月の定例会での一般会計の補正では、この繰越明許の補正を8億6,570万円とされておりましたが、4億円の増額となっております。この増額については、3月5日執行の入札が不落に終わったということ踏まえての増額であろうと推定をしておりますが、この4億円についての中身について御説明をお願いいたします。

2点目は、土木費のところ、市道十日市194号線の2,000万円、次に災害復旧費の現年災害公共土木復旧工事の1,400万円、12月議会での繰越明許の補正で提示をされておった額ですが、今回はこの2事業については繰り越しがなしという報告でございます。ということは、昨年12月議会以降年度末にかけて、この事業は執行されたという理解をしておりますが、その解釈でよろしいかどうか。

最後に、3点目ですけれども、土木費の市道江谷赤名線、亀谷大平線、県道梶田三良坂線のそれぞれの繰越明許について、3月の定例会での御説明では、5月末をもって全て完了できる見通しであるという御説明でございました。そのとおりに執行できたのかどうか、この3点についてお願いいたします。

（特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長（堂本昌二君） 市民ホールについて御質問いただきましたその4億円でございますが、御指摘のあったとおりに、3月5日に行いました入札において、建設工事等入札が成立しませんでした。それを受けて、その対応として繰り越しを4億円ほどさせてもらったようなことでございます。

その4億円につきましては、それまでに起債の許可等、起債を借りれる予定であったものについてのその財源を含めて、来年度、25年度への対応とするための繰り越しをさせてもらったものでございます。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) 土木費の市道十日市194号線改良工事で2,000万円の限度額を設けていただきました。この件につきましては、用地補償の交渉が難航いたしまして、現年分で用地補償して、この2,000万円で工事を繰り越していただいた分、限度額を認めていただいたもので工事にかかるようになっておりましたけれども、その地元交渉が難航いたしまして、事業実施が困難と判断したため、繰り越しをしないことといたしました。

そして、災害復旧費でございますが、関係機関等の協議あるいは現場の状況からして年度内完了が無理ということで見込んでおりましたけれども、業者の方のフォローアップでありますとか、関係者の方の御協力によりまして、これは3月末をもって完成したものです。

それから、市道江谷赤名線でございますけれども、これは河川工事も伴いまして、仮橋をかけたりする関係ございまして、5月末と申し上げましたけれども、2カ月おくれまして7月末完成の予定でございます。

それから、市道亀谷大平線でございますが、これも工事を行う上での交通規制とかそういった地元調整の関係ございまして、7月末完成予定でございます。

そして、県道梶田三良坂線は予定どおり5月末に完成をいたしております。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○11番(新家良和君) 市民ホールの4億円については理解をいたしました。先般の5月24日の入札において、この案件については落札が完了して工事の執行にこれからかかるように、さきの臨時議会でも承認可決したところでございます。したがって、この繰り越した4億円については既に執行されたと理解してよろしいでしょうか。

(特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長(堂本昌二君) 債務負担行為でございますので、この契約行為がその債務負担行為の原因となるということでございますので、今回入札が成立したということで、契約した部分についてはその債務負担行為が実現したといえますか、完結したという考え方でございます。

○議長(沖原賢治君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告2件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第14号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（沖原賢治君） 日程第3、報告第14号専決処分の報告についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第14号について御説明申し上げます。  
報告第14号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し滞納家賃の支払い督促の申し立てを行ったところ、督促異議の申し立てがなされ、これに伴い、訴訟事件に移行することとなったため、訴えを提起することについて地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告1件は、地方自治法に基づき指定された専決処分であり  
ますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第61号 工事請負契約の締結について

○議長（沖原賢治君） 日程第4、議案第61号工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第61号について御説明申し上げます。  
議案第61号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、三次駅周辺整備事業（仮称）観光情報発信施設建築工事につきまして、一般競争入札を平成25年6月7日に執行いたしました。4社による入札の結果、1億6,485万円で有限会社市山工務店に落札いたしました。

よって三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求める）



○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

○15番（杉原利明君） この駅前周辺整備事業ですけれども、1回全員協議会のほうで御説明いただいたと思うんですけれども、そのとき、交通センターの部分に入る業者さんなり、それから観光情報の発信に係る業者さんなり、2階の飲食ブース、ギャラリー等の業者さんなりというのが当時ははっきりと示されておりませんでしたけれども、今現在も、この建物を建てるに当たって、そういったどういった方が入られるとかどういった要望があるとかという中での設計というのは行われなかったのかということをお伺いしたいと思います。

（建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 花本建設部長。

○建設部長（花本英蔵君） まず、交通のほうの関係でございますけども、先般備北交通株式会社と基本合意をしたということを申し上げております。その関係につきましては、駅前に高速バスが入るという基本的な合意をいたしましたので、詳細について今後備北交通と協議しながら、具体的に条件などを詰めてまいりたいと思います。

そして、観光のほうでございますけども、やはりこの情報発信施設の一つの大きな目的は、旧三次市だけでなくて全市的な、あるいは近隣の市町も含めた広域の観光情報を発信したり、あるいは交通機能を、交通情報を発信したり、そういった大きな役目でございますので、そういうところを念頭に置きながら、今も現在地域振興部と協議をしておりますけども、そういったところで対応を考えていきたいと思います。

そして、2階のレストラン、飲食コーナーでございますけども、これにつきましては、今現在まだ、この観光情報発信施設が完成をいたしますけども、内装でありますとか、椅子、テーブルとか厨房とか、そういったものは除いたもので完成形に持っていきまして、どういった方が入っていただいたほうが一番にぎわいを創出できるか、そういうところを含めて現在検討しておりますので、それをある程度煮詰めた段階でその中の仕様を考えていきたいと思います。

○議長（沖原賢治君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第61号は委員会の付託を省略することに決定しました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第61号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第61号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第53号 三次市宇賀交流拠点施設設置及び管理条例(案)

議案第54号 三次市税条例及び三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(案)

議案第55号 三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第58号 三次市職員の再任用に関する条例(案)

議案第59号 三次市職員の退職手当に関する条例(案)

議案第60号 三次市職員の勤務条件等の改革に伴う関係条例の整備等に関する条  
例(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第5、議案第53号から議案第55号、議案第58号から議案第60号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第53号から議案第55号まで及び議案第58号から議案第60号までの議案6件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第53号三次市宇賀交流拠点施設設置及び管理条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、旧宇賀小学校を交流拠点施設として活用するため、三次市宇賀交流拠点施設設置及び管理条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、施設の名称及び位置、施設管理、開館時間等の事項を定めようとするものであります。

また、附則において、関係条例であります三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第54号三次市税条例及び三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、関係条例であります三次市税条例及び三次市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、市税に係る延滞金の利率の見直しによる規定の整備、市民税に係る住宅借入金等特別税控除額の適用延長に伴う規定の整備、国民健康保険税に係る国民健康保険から後

期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者世帯に対する軽減措置等の規定の整備、その他引用条項の整理等であります。

次に、議案第55号三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三良坂水泳プールを廃止することに伴い、関係条例である三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、老朽化に伴い使用を中止していた三良坂水泳プールについて、三良坂小中一貫教育校整備事業の実施にあわせて廃止するほか、引用条項の整理等であります。

次に、議案第58号三次市職員の再任用に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の規定に基づき、職員を再任用できるよう、新たに三次市職員の再任用に関する条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、再任用の対象となる定年退職者に準ずる者や任期更新の上限を定めようとするものであります。

次に、議案第59号三次市職員の退職手当に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて職員の退職手当制度について改正するため、新たに三次市職員の退職手当に関する条例を制定し、附則において現行の条例を廃止しようとするものであります。

その主な内容は、勤続年数による支給率の改正、退職前の役職に応じた調整月額の設定、育児期間中の除算率の軽減、在籍期間の端数処理の改正及び退職手当の基本額に乗ずる調整率を段階的に引き下げようとするものであります。

最後に、議案第60号三次市職員の勤務条件等の改革に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、特別職及び一般職の給与の減額改正、職員の再任用及び退職手当制度の改正等に伴い、関係条例であります三次市特別職の職員の給与に関する条例ほか11条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、副市長及び教育長の給料月額並びに一般職の給料月額、管理職手当等の減額を行おうとするものであります。

あわせて、職員の再任用及び退職手当制度の改正等に伴い、三次市職員の勤務時間、休暇等に関する条例ほか関係する条例における所要の改正、社会福祉法人指導監査専門員を非常勤特別職として任用するため、関係条例であります三次市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案6件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（11番 新家良和君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○11番（新家良和君） 3点についてお伺いいたします。

最初に、議案第53号三次市宇賀交流拠点施設設置及び管理条例についてでございますが、指定管理者の指定についてどのようにお考えなのか、公募であるのか、非公募であるのか、またその時期についてお伺いします。

2点目は、議案第58号三次市職員の再任用に関する条例について伺います。

今回のこの条例案は、基本的には定年退職者が段階的に5年間雇用が延長になるという趣旨であろうと思います。当然ながら、雇用延長するという事は新規採用への影響が懸念をされます。新規採用者への影響をどのように捉まえられておるかお伺いいたします。

最後に、議案第60号でございます。三次市職員の勤務条件等の改革に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）ですが、この条例改正案の中の第1条から第3条に関して、先ほど提案理由の趣旨説明の中にもございましたけども、給与の減額について、一般職については平成25年7月1日から26年3月31日までの9カ月と明記をしてございますけども、特別職については「当分の間」という記載でございます。一般職と特別職のこの期間の明示が違う理由についてお伺いをいたします。

続いて、第8条と第14条から15条、このそれぞれの案のところで、平成25年三次市条例第何号という記載のところの採番がブランクになっておりますが、これは他の条例との調整が恐らくあるのかなということで推定をしておりますけども、このブランクになっておる理由についてお伺いをいたします。

（地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 藤井地域振興部長。

○地域振興部長（藤井啓介君） 宇賀交流拠点施設の指定管理者の件についてでございますけども、今後指定管理者の選考委員会等の手続を経ますので、現時点では公募あるいは非公募というのは決定はしておりませんが、この宇賀交流拠点施設、今回上程をさせていただいた経過は、御承知のとおり、宇賀地区の振興協議会を中心に旧宇賀小学校の施設の利活用をどうしていくのかというところから構想が固まってきたものでございますので、そういった背景をしっかりと踏まえながら決定をしてみたいと考えております。

その想定新时期ですけども、想定といたしましては10月を想定をさせていただいております。

（総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 元廣総務部長。

○総務部長（元廣 修君） 最初に、議案第58号の関係でございます。

まず、再任用制度によりまして雇用を再度行うということになりますと、新規採用枠の抑制ではないかということであろうかと思っておりますけども、再任用制度につきましては、定年退職者のうち、公務内で働きます意欲と能力のある者を採用しようとするものでございますけども、組織活力の維持のために、新規採用と再任用職員のバランスというものが重要になろうかと思っております。年齢構成、定員管理の推移、そして本市の状況を踏まえた仕組みを構築しまして、公務の効率的な運営に必要な人材の確保をしていくということを考えております。

行財政改革の観点から、再任用によりまして職員、組織の膨張を来すことがあってはならないということもございますけども、新規採用との調和には留意した計画的な人事管理を今後も行っていこうというふうに考えております。

それから、一般職の任用期間でございますけども、9カ月となっております。これは、交付税の減額措置等、それから近隣市町あるいは県との調整等も含めまして、来年3月31日までということで9カ月としておるものでございます。

特別職につきまして、当分の間とさせていただきますけれども、こちらは、いわゆる当分の間は、この法令等が改正されるまでというのが一般的な言い方になりますけども、期限を定めずに行っております。今回の特別職の減額措置につきましては、一般職と同様に痛みを分かち合うという思いがございますし、社会経済情勢あるいは財政状況等を理由としまして、県や県内他市においても特別職の給料月額減額措置がなされていないということもございます。それらとの均衡を図るという意味合いもございます。期限につきましては、今後の社会経済情勢の変化あるいは市の財政状況、県内各市町との調整、バランスといったことも総合的に考えた中で今後判断されていくということで、当分の間ということでの対応をさせていただきます。

それから、3点目につきましては、退職手当の条例というものが可決、成立、公布されませんと番号が入らないということで、国のほうの法律も同様に扱ってるということで空欄があるということもございますので、御理解をいただきたいと思っております。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○11番(新家良和君) 宇賀の交流拠点施設の指定管理の関係につきましては、この後御提案されます横谷小学校の指定管理と同様に、可能な限り地元の今まで取り組んでこられた方を優先に考えてあげたほうがいいと思っておりますので、できるだけ配慮をお願いしたいと思います。

それから、再任用に関する件で、今の説明聞いて、いま一つ理解しがたいところがあるんですけども、まず定員管理との関係についてもう少し詳しく御説明をしていただきたいのと、いづれにしても再任用されるために、定年退職になったその個人が再任用を希望すれば、当然ながら交渉事で任用するということになる確率が高いと私は理解するんですけども、そうなりますと、当然ながら新規採用、学卒の採用との関係に必ず影響は出てくるということは避けられないと思います。ということは、将来の市の職員のその労務構成を考えると、現状でも逆ピラミッドになっておる状況が、さらに加速されるのじゃなかろうかということで、将来の組織形態に一抹の不安を覚えます。その辺のバランスについてもう一度御説明をお願いしたい。

それから最後に、特別職の今回の給与のカットですけれども、やはり非常に私はわかりにくいと思っております。一般職と同じ期限にされてもいいんじゃないかなという気がするんですけども、この当分の間という解釈はそれぞれありまして、一般職よりも短いではなかろうかと、あるいはもっと長いではなかろうかと、いろいろ解釈がありますので、わかりやすくするためには一般職と同じように期限を切られたほうがよかったのではないかと思いますけども、もう一

度お考えを聞かせてください。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) まず、最初の定員管理との関係ということでございます。そもそもこの再任用制度の導入と申しますのは、本年度からいよいよ年金と支給開始年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられるということが大きくありまして、国を初め他の市町におきましても、こういった雇用と年金の継続ということを行うというのが大前提としてございます。

そうした中で、民間企業においては既に法をもって施行されまして、希望者全員の雇用継続というのが義務づけられておるところでございます。当然国家公務員におきましてもそうでありまして、地方公務員に対してもそういったことを求められておることがまず根本にあるかと思えます。

そうした中で、先ほどございましたように、新規の採用ということでもあります。新規の採用につきましても、定員管理計画との絡みということでございまして、定員管理計画は既に当初の計画を大幅にオーバーしておるといふ、達成しておるといいますか、オーバーしておる状況というのがございます。そういった中で、やはり今後の行政の業務の中身、それから雇用を行うということは、20年、30年とそういった公務をしていただくということもございまして、そういったことは十分配慮していくという必要があろうかと思えます。

定員管理の関係につきましては、この中にフルタイムというのと短時間勤務というのがございますけれども、フルタイムにつきましては定員内、定員として数に入れるということでございまして、短時間の場合は定数の中には入ってこないということがございまして、当面この新規の採用を大幅に抑制していくということは考えておりませんで、引き続き年齢構成にも配慮しながら採用のほうも行っていきたいというふうに思っております。

それから、特別職の関係でありますけれども、当然に一般職の来年3月末といった期限よりは長いというのは当分の間と中には入るとということで御理解をいただきたいと思えます。それ以上の負担につきましては、先ほど申しましたように、社会経済状況等も勘案して、近隣市町との関係もございまして、本市の特別職につきましては、決して高いということではございませんで、県内ではどちらかといえば低いところに位置づけがされとる内容となっておりますので、こちらのほう、職員とともに痛みを分かち合うといえますか、そういった取り組みをしたいということでの御提案でございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長(沖原賢治君) ほかに質疑ありませんか。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

○15番(杉原利明君) まず、議案第53号の、この施設に限ったことじゃなくて、ちょっと指定管理の三次市のお考えを含めてお伺ひしたいんですけども、今回の条例内におきましては、施設の開館時間の延長等は市長の承認が要るといふことで、市長の決裁が要ると。利用料の減免についても市長の承認を得てといふことで、市長の決裁が要るといふふうになっていまして

れども、大変多忙である市長がこういった施設の、指定管理施設の利用時間であるとか利用料というのをわざわざ市長が決裁する必要があるのかというふうに私は思っておりますし、今指定管理者制度の本来の意味としまして、発足してもう5年ぐらいたつと思うんですけど、今現在市長が決裁するというのが時代の流れに逆行してるんじゃないかと私は思うわけで、やはり指定管理者がこういった利用料の減免等の決裁というのはすべきであろうというふうに思っております。行財政改革推進計画にも、事務事業の削減、廃止というのも出されている中で、こんな事務をわざわざ市長の目まで通す必要があるのかというふうに思いますけれども、その考えをまずお伺いしたいと思います。

この市長が実際に決裁されとるんか、途中でやられとるんかわかりませんが、過程的には誰の目を通して市長のところまでこの趣旨として条例上行くようになってくるのかというのをちょっと1つお伺いしたいと思います。

それから、議案第59号の退職手当に関する条例ですけれども、この条例を今この6月議会に提案された背景というのをお伺いしたいというふうに思います。

国からの要請があったのか、市の自主的なやはり退職、将来の退職金に係る財源を考えられてのことなのかというのをちょっとお伺いしたいのと。

現在から6月30日までは退職手当調整率100分の104、7月1日からは100分の98と減っていくわけですが、ことしの春ごろのニュースで言えば、今やめたほうが退職金が多い等の理由から駆け込み退職というようなのが他県等ではあったんですけど、本市の場合はそういった事柄は起きないのかというのをお伺いさせていただきたいと思っております。

それから、議案第60号ですけれども、職員並びに特別職の給与の減額ということなんですけれども、25年度の国からの地方交付税が国家公務員の7.8%の給与減額にあわせて地方交付税が減らされたという中で、今回さまざまな自治体でこの職員給与の条例というのができてきていると思うんですけど、三次市におきましては、行政職1億1,400万円の削減と、全体で1億5,300万円の削減というふうに参考の資料でいただいておりますけれども、25年度、このことによって国から減額された地方交付税は幾らと算定されていらっしゃるのかをお伺いいたします。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) 指定管理者に対する利用時間あるいは利用料金等の権限の問題でございますけれども、この指定管理を、宇賀交流拠点施設に限らず、指定管理をしようとする施設は市の施設でございます。したがって、この利用をしていただく等々については、それを許可するという点については、市の施設の利用を許可ということが、たてりとしては当然そのようなこととなります。その中で、この指定管理者の利用時間あるいはその利用料金、利用料金は上限を決めておりますけれども、その範囲内で可能な限り指定管理者の方が柔軟な対応をとっていただけると、そのためにむしろこの指定管理についてはこのような条項を設けさせていただいてるというふうに考えております。

市長のあらかじめ、事前の許可が要するという点については、これは組織でございますので、あらかじめ市長からそれぞれの責任分野において権限を委任をされてる、専決というふうに言えますけれども、その範囲内の中で決定をしております。考え方としては、指定管理者の方にできるだけ柔軟な運用あるいはその対応をしていただくためにこのような条項を設けさせていただいているということでございます。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) まず、駆け込み退職は発生しないのか、あるいは退職手当等、なぜ今導入するのかということでございます。

まず、退職手当の関係につきましては、根本には退職手当の官民の格差というものがございまして、この官民格差を是正していくというのが大きな柱でございます。本市におきましては、こちらのほうは国におきましては平成18年から順次実施をしたという経緯がございますけれども、本市におきましては、その平成18年当時には実施をしておりませんで、退職手当関係は平成18年の段階では大幅な増額になるということがございまして、当時の社会情勢等も含めて、当時は実施していなかったということがございます。

今回、平成24年におきましては、国あるいは県内各市町等も実施をするという状況もございました。そうした中で、本市におきましても、県内の市町総合事務組合、旧退手組合でございますけれども、そうした多くの自治体が加入している組織として実施される条例、これに内容を合わせる形で今回実施するという事になったものでございます。

なお、この春、2月ごろに駆け込みということで新聞報道等もございましたけれども、時期的に1月、2月という状況の時期であれば、駆け込みで退職金の増額の、多いほうを受領したほうがいいということでの駆け込みがあったように思いますが、本市、7月1日以降ということでございますので、当然年間の給与等もございまして、この時期に駆け込み退職ということは発生しないものというふうに思っております。現在、こういった内容も職員のほうへ議案として周知がされておりますけれども、そういった案件も出ておらないというのが現状でございます。

それから、給与の減額に関するものでございますけれども、給与減額の内容につきましては、県や県内他市あるいは近隣市との均衡を図る中で、本市としましては、ラスパイレス指数、こちらが100になるということを目標に減額率を調整したということでございます。先ほど御案内ありましたように、総額で1億5,300万円の減額ということでございます。

なお、期末手当等につきましては、県や県内のほとんどの市が減額を見送ったということから、職員のモチベーションにも配慮して、減額しないとしております。

なお、地方交付税の減額見込みにつきましては2億2,000万円というふうには試算をしております。給与減額との差額6,700万円につきましては、平成24年度に比べ平成25年度の職員数を31人削減しているということでございます。約2億2,000万円の総人件費の抑制ということもあわせて実施していることもあり、十分にカバーできているというふうには考えております。



以上でございます。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

○15番(杉原利明君) ちょっと若干答弁漏れがあったんだろうと私思ってますけども、議案第53号に関しまして、専決事項ということで各部等が決裁されるということですけど、その過程は、じゃあもう指定管理者から一気に部長なりということでもよろしいのかということと、今おっしゃられたことと、やっぱりこの条例の文言は一致していないというふうに思うわけです。指定管理者になるだけしていただければと思うけれどもと言いながらも、やっぱり明確に条例には市長の名前で減免、時間延長と書かれているんですけど、市の所有物というふうにおっしゃられますけれども、本当ちょっと一回指定管理者制度について、今の日本の現状というのをぜひもう一回お調べいただきたいと思います。減免等は指定管理者が行うというのが今の当たり前のことだろうと私は思っていますんで、指定管理者制度が始まったときは、よくそういった市とかが減免というようなことで始まりましたけれども、本来の指定管理者制度というものから考えたら、業者にそういった減免等の権限も一緒についていくというのが本来だろうというふうに私は思っていますんで、一回ちょっとお調べいただきたいというふうに思います。

それと、先ほどの給与減額の件なんですけれども、2億2,000万円の減額に対して1億5,300万円で、今年度採用を控えられたので、職員給与の影響はほかの部分であるというようなお話でしたけれども、例えばこの6,700万円部分というのが何かの三次市の事業等に充てられる自主財源であったんだろうというふうに私は思いますけれども、この比較において、改めて三次市として、今回の交渉による妥結の成果はどのように捉えられていらっしゃるのかお伺いいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 職員の給与について、基本的な考え方を少し述べさせていただきたいと思っております。

当然ながら職員組合との合意を受けての条例改正案であるということは冒頭に申し上げておきたいと思っております。

私は、給与の今回の国が示した削減につきましては、3月定例会でも気持ちを述べさせていただいておりますように、そもそも地方公務員の給与については、当然ながら各自治体が判断で決めて、決定していくべきものであって、今回国が地方交付税の減額を一方的にする中で示してきたということは、私は地方分権の今推進をしておる中での逆行しておるということで、地方の財政の自主権を侵すものであるということで、私は遺憾に思っております。

また、本市の対応ですが、先ほど総務部長が申し上げましたように、定員管理の中で3分の1以下でとどめております。平成16年4月、そして25年4月を比較しますと、実に150人近い削減といえますか、そういう中で人件費の削減に全力を挙げてきたということもでございます。そうした中で、今回給与削減をするということは、職員のモチベーションにも影響するものと

思って、私自身はぜひ避けていきたいという気持ちが強く思っております。近隣の自治体でも、各国の示した強硬案には沿わないということで、全く本市のような形で受けとめていかない自治体もあって、自主的な判断で今回の削減しないという状況も生まれておるのも御承知いただいております。

そうした中で、私自身も避けたいわけではありますが、今回2億2,000万円程度の地方交付税の削減ということは市民生活に及ぼすということの中で、それなりの職員の痛みを持っていかなければならないということで、これまで再三再四話し合いを持ってきた中で、職員もそうした面での理解をしてくれて、きょうの提案ということに相なったわけでございます。

確かに今回の削減額は1億5,000万円程度でございますが、しかしながら給与の人件費の削減というのは、先ほど150人程度の削減ということの中で、ことしも3月31日を退職した中に対して採用した差し引きをしますと、31名程度減少の中でこの1年を乗り越えていって、それが2億2,000万円ぐらいあるということは、足していきますと人件費では3億7,000万円程度と、地方交付税の減にはるかに上回る中で我々は努力しておるんだということで捉えております。したがって、その点は議員各位の御理解を賜りたいと、そのように基本的な考え方を私のほうから述べさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思っております。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) 具体的な決裁権限が部長にあるのか、あるいは課長にあるのかについては、今手元に具体的な決裁規定を持っておりませんので、後ほど答えさせていただきたいと思っております。

それともう一つ、指定管理者の権限についてでございますけれども、今回御提案をさせていただいた部分については、本市の他の指定管理施設等々との均衡をとる中で御提案をさせていただいておりますので御理解をいただきたいと思っておりますが、将来的にその指定管理者の権限についての課題は、他市町あるいは国全体の動向についてもしっかりと研究をさせていただきたいと思っております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) 私も、議案第59号と60号に関して何点か質問させていただきたいと思っております。

まず、先ほどから他の議員のほうからも質問があったと思っておりますが、まず議案第59号三次市職員の退職手当に関する条例(案)ということでもありますけれども、今回の条例案の要旨で、執行部から提出されたものを見させていただくと、いわゆる職員の退職金を3年かけて100分の87ですから、普通に考えて13%減額をしようというふうな条例案だろうというふうに思いますけれども、国のほうで言うと、国家公務員の退職金のカット、15%カットということでその国家公務員の対応はされておりますけれども、三次市として、この13%、87で落ちついたその根拠というのはどこにあるのかというのをまず1点お聞かせいただきたいのと。

それから、よくわからないんですけど、その退職手当制度の中で、今回退職前60カ月分の役職に応じた調整月額の加算というふうにありますけれども、この考え方がわからないんですけども、普通加算していったときに、例えば部長職が4万1,000円で60カ月分加算をしていったときにどうなるかという、300万円近いものがプラスになるということです。実際に退職金の調整手当の調整率は13%削減されても、ただ調整月額の加算によって、支給される額というのは13%も発生しないんじゃないかという思いもあります。どういうふうにこれは考えればいいのか。部長クラスで3年後に退職された方で、今の率と3年後の額がどのように、総額が、退職金の額が、調整率ではなくて額がどのように違うか、少しお示しをいただきたいと思います。

それから、退職手当に関するもので、職員の退職手当の制度というのはここに出されましたけれども、いわゆる特別職の退職金の減額について一切示されておりません。他の市とか広島県もそうですけれども、については、まず特別職のほうの退職金を15%程度一括で1年で減額をして、職員組合なり職員にお願いをするという姿勢で臨んでおるところがほとんどですけれども、特別職の退職金の扱いはどうするのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

それから次に、議案第60号三次市職員の勤務条件等の改革に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）についてということでもありますけれども、これについても、先ほど杉原議員からありましたように、交付税の削減幅が2億2,000万円であるのに、実際の今回の職員給与の削減額というのは1億5,300万円で、その差額が6,700万円ついております。他市の事例で言うと、やはり交付税に見合うだけのものを来年3月31日まで削減をしようということで組合との交渉で考え方をとられておるのが実態だろうと思えます。私がきょうまでに調べる限りでも、検討中のところが、職員の給与の削減ですね、竹原市、三原市、福山市、廿日市であります。これ検討中だから今後やられる予定だろうと思えますが、他の自治体は、三次市も含めて全て、やはり交付税の削減に伴って今回職員の給与の削減も行っていこうということで、どの自治体もその取り組みをされておるところであって、考え方としたら、交付税削減に見合うだけのいわゆる給与の削減を行おうということで、これは復興財源として国家公務員の給与の削減を7.8%削減をしましたんで、来年3月、それにあわせて他の自治体もあわせて行うということで、総務省が計算した結果、三次市のほうでは国家公務員の水準に比べていわゆる2億2,000万円が多いということで減額をされておるわけでありますから、それに伴う対応をされるべきではなかろうかというふうに思いますが、そのお答えをいただきたいと思います。

それから、先ほど言われましたように、一般職におけるいわゆる賞与、いわゆるボーナスのところには影響が出るようになってませんけれども、特別職についてはボーナスに影響が出るようになってます。しかしながら、市長の給与というのはもともと減額されているからということもあるのでしょうけれども、今回、いわゆる給与の減額の対象になってませんので、市長のところはボーナス、賞与は丸々満額出るといようなことになるんだろうというふうに思いますが、この辺のところを詳しく説明をいただきたいと思います。

（総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 元廣総務部長。

○総務部長（元廣 修君） 順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、調整率の問題であります。調整率、それぞれパーセントで御説明をいただきましたけれども、こちらのほうは、そもそも先ほど申しましたように、この退職金につきましては、退職手当の制度改正につきましては、官民格差の是正ということであります。ですから、それぞれの自治体あるいは国におきましても、官民の格差というものを是正していくという観点で取り組んでおりますので、その中で示されておりますのが調整率ということでございます。その調整率といいますのは、それぞれ部長職以下、報償的な意味合いということでこの調整率というものが設けられたところでございます。当初は平成18年の国家公務員のほうの改正から入りましても、24年度末に順次各自治体のほうが改正を行ったということでございまして、県内におきましては三次市のみがこの制度を持っておらなかったということでございます。

したがって、広島県の多くの自治体が加入しております市町総合事務組合、こちらの条例をそのまま本市のほうへ活用して地域バランスをとったということでございます。

それぞれの調整額、役職等によります調整額につきましては、その業務の貢献度においてそういったバランスがパーセンテージで示されたということでございます。

3年前の退職者とどのように違うかということですが、それぞれ退職者の勤務年数等も違いますので、特別比較をした資料というのは持ち合わせておりません。

それから、特別職の退職金をどうするかということでございますけれども、本市の特別職につきましては、退職金等も県内各市町と比較しましてどちらかといえば低い方、低位に位置づけられておるといった状況もございますので、今回その退職金について、これを導入するということには至っておりません。

それから、交付税に見合う削減ということがございましたけれども、本市におきましては、総務省からも言われておりますラスパイレス指数の100へ位置づける、これはラスパイレス指数は国家公務員と地方公務員との差を示す一つの指数ではありますが、このラスパイレス指数を100に位置づけるというのが一つの考え方でございます。実態におきましては、国の7.8%行いましたものを、24年に行いました7.8%に基づいて、そのまま導入されたとこともございますけれども、一般的には、多くの自治体にとりましてはラスパイレス100に位置づけるということで、今後の交付税の削減を予測しましてその数値を出しましたのが今回の各パーセンテージでございます。そういったことで行っておりますので、交付税の削減というのは、先ほど市長のほうで申しましたように、本市の独自の取り組みも含めて、そういった数値は大幅に上回るものを削減効果として出しておるといったのが状況でございます。

国におきましては、東北の震災の復興財源ということで、国自体の削減部分と地方への交付税の削減部分、あわせて復興財源としたということでございますけれども、本市が実際に実施します内容といいますのは、やはり近隣市町等のバランスを見ながら設定したということでもございますし、また交付税の削減によりまして市民生活に影響が出ないという形で財源を捻出しながら、今後の事業実施にそういった財源を活用していこうという思いでございますので、御

理解をいただきたいというふうに思います。

それから、市長のほうのボーナスということでございましたけども、市長につきましては、既に給与2分の1ということで、大幅な削減をもって対応しておりますので、その他のところへ影響するという形での取り組みはしないこととしております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) 恐らく時間もありますから、この本会議の中で全て理解できるとは思いませんので、また総務委員会などできちんと議論をしていただきたいと思いますが。

やはり突如として来た調整月額とか、いわゆる管理職等役職に応じて加算される額というのが今回新たに登場して、見た目は退職金が大幅に減額されるようであっても、この調整月額の加算によってその差を縮めておるといようなことになっておるのが現状であろうかと思えますから、本来ですと、民間が、さっき言われましたように、あわせて退職金の額が公務員高過ぎるから、その減額をせえという考え方と相反するような内容になっているかと思えます。

さらに、特別職の退職金の扱いにしても、福岡市長の時代からずっとだと思えますが、退職手当組合のいわゆる調整率と同じようにしてあろうかと思えますんで、とりわけ三次市の退職手当の率が他の自治体に比べて極度に低いとかそういう実態はなかろうかと思えます。今回、一般職の職員の皆さん方にその退職金の引き下げをお願いする限りは、広島県や他の自治体と同じように、やはり特別職のほうの退職金も下げるとい考え方で臨むべきだろうというふうに思いますが、もう一度お聞かせいただきたいと思えます。

さらに、給与の削減のところでありませけれども、やはりこれまで三次市、これはどこの自治体でも一緒ですけども、取り組んできたいわゆる定数削減であるとか行財政改革というのは、今回の復興財源に充てるいわゆる職員給与の削減とは別な考え方であって、当然2億2,000万円、ラスパイレスが100とかというような説明もされましたけれども、財務省あるいは総務省が調べた結果、三次市の場合はやはり約2億2,000万円ほど、公務員の今の復興財源に充てるカットに比べて多いからその2億2,000万円が削られて交付税へ算入されておるんだと思えますから、通常で言うと3月31日までにその2億2,000万円に当たる部分の財源を給与の削減によって補うという考え方をすべきだろうと思えますし、通常のこれまで行ってきた行財政改革による職員削減、定数削減等とは一緒に議論すべき内容ではないと私自身は思っておるところであります。

さらに、市長の賞与のお話がありましたけれども、ですから他の副市長なり教育長なりの賞与は今回の減額に反映されるのに市長のほうは反映されない、それぞれの特別職で、賞与に反映される特別職と賞与に反映されない給与の特別職があってバランスさを欠いておるといをお聞きしてるんで、その点の整合性をやっぱり庁内の中で持たせるのが当然であろうかというふうに思えます。賞与に反映されるんだったら給与を上げるとか、そのバランスも持って。やっぱり市長、副市長、教育長、特別職が同じようなやっぱり数字で推移をしていくのが本来の考え方であろうかと思えますから、その点、もう一度お伺いしたいと思えます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

○副市長(高岡雅樹君) 御質問いただきました何点かをお答えさせていただきまして、残りは総務部長のほうで説明をさせていただきます。

まずは、三次市の職員の給与、そういった基本的な考え方でございますが、当然に地方公務員法にも定めてありますが、民間に準拠する、このことは、人事院勧告、毎年人事院が民間企業を調査し、人事院の勧告でありますとか意見、見解というのを出しております。それを当然に尊重し、国家公務員に準拠するというのが三次市の考え方です。さらに、地方公務員法の中では、他の自治体との均衡を失しないようにということがございますので、大きくはこの3つを基本的な考えとして職員の給与のほうは対応いたしております。

まず、退職手当につきまして、調整加算をこの時期にということでございますが、これは18年度に国のほうは改正を既にしておりますし、人事院のほうも、見解ということであったと思いますが、人事院勧告であったか、ちょっと見解がちょっとはつきりはしないんですが、人事院のほうから示され、国のほうもこういった改正を18年に調整額加算ということで導入いたしております。

本市は、先ほど総務部長が申したとおり、見送った経過がございますが、当然に今回、退職手当の率の減額を入れる場合には、この減額のほうも人事院の見解でございますので、当然この部分だけを入れて18年度を入れないというのは、それはやっぱり職員に対しても説明ができないということで、経過を追って、今回2つのものをいっときに提案をさせていただいたということでございますので、これは他市においても同様の形であろうかというふうに思っております。他市の場合、調整加算のほうはもう既に入れてるところが多いということでございます。

それから、特別職の退職手当の率は、さっき総務部長のほうの説明をいたしました、県内各市の平均を資料として持っておりますが、各市の平均と比べまして、市長、副市長、教育長ともに平均よりは下がった位置に位置づけておりますので、決して県下の他の自治体と比べて特別職の退職手当のほうが高いというふうな理解はいたしておりません。

それから、交付税の減額の考え方でございますが、このたび執行部として御提案をさせていただいてるのは、確かに国のほうの減額は約2億2,000万円という形でございますが、職員の給与のほうの減額を、先ほど申したように1億5,300万でいっております。さらに、三次市は、これまでも定員管理、さまざまな努力を積み重ねる中で、職員の質と意欲は高めよう、だけど総人件費のコストのほうは下げていこうという原則のもとに取り組みを進めてきております。定員管理の中でも、今年度だけを申しまして31名の減ということでもありますので、その金額は2億2,000万円、人件費を減らしております。合わせますと3億8,000万円になろうかと思いますが、そういった今回の国の交付税額の減額よりもさらに上回るだけの努力はしてきてると。今年度だけのコスト削減ではございませんし、先ほどから説明しておりますように、ずっとこの間人件費のほうの削減努力はいたしてきておるとございまして、この点においても御

理解をいただきたいというふうに思います。

なお、特別職の賞与に関するところでございますが、市長のほうは、御承知いただいております、もともと90万円の月額給与を2分の1に削減をいたしており、45万円でございます。市長の賞与はその45万円で計算をいたしておりますので、もう既に市長は賞与のほうの削減は済んでるといいますか、そういった形で削減を行っておりますので、大変申しわけないんですが、副市長や教育長よりも市長のほうの賞与が低いというのが三次市の状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) まず、先ほどございました3年先の退職手当、この調整率等でふえる部分もあるんじゃないかというふうなこともございましたけども、3年先で言いますと、減額で190万円のマイナスということでございますので、決してこの制度改正でそうした人件費等、退職金等が増額していくということではございませんので、大幅に減じられてくるということでございます。

国におきます官民格差というのは、新聞報道等では400万円ということが言われておりました、こちらのほうを国として導入をされてきた経過もでございます。

それから、特別職、先ほど副市長のほうからもございましたけども、特別職のこの職員とのバランスという考え方でございますけども、当然、先ほどございましたように、大幅に減額されておる部分もございまして、特別職につきましては、私どもの事務的に考えます考え方といえますのは、庁内といえますか、市役所内でのバランスということに加えまして、やっぱり県内市町との比較という形で考えを持っておりまして、そういったバランスにつきましては、県内市町とのバランスの中で位置づけについて考えていくということでございます。

それから、国の考え方、交付税の関係と今回の削減のことについて申されましたけども、もう国の考え方としましては、交付税のカットと今回の給与削減については一緒に議論すべきではないということは既に総務大臣から発せられておりました、決して国として押しつけするものではないということもはっきり言われておりますので、そういう考えの中で本市としても取り組んだということでございます。

以上でございます。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第53号及び議案第54号、議案第58号から議案第60号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第55号を付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第56号 指定管理者の指定について

議案第57号 工事委託契約の変更について

○議長（沖原賢治君） 日程第6、議案第56号及び議案第57号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第56号及び議案第57号の議案2件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第56号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、横谷ふるさとセンターの指定管理者を指定することについて、布野町まちづくり連合会をその候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第57号工事委託契約の変更について御説明申し上げます。

本案は、芸備線三次駅南北自由通路等新設工事において西日本旅客鉄道株式会社と締結している工事委託契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、契約金額を6億2,815万6,000円から5億6,639万2,696円に変更しようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第56号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第57号を付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第50号 平成25年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）

議案第51号 平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第52号 平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第7、議案第50号から議案第52号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕



○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第50号から議案第52号までの議案3件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第50号平成25年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、本年度事業に係る通常分の補正に加え、地域の元気臨時交付金を活用した事業を実施していくために必要な経費を追加するものであり、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4億8,617万7,000円を追加し、補正後の総額を388億3,617万7,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

歳出合計4億8,617万7,000円のうち、地域の元気臨時交付金事業分として4億2,338万4,000円を追加し、通常分は6,279万3,000円を追加しようとするものであります。

総務費は、防犯カメラ設置事業250万円の増額、横谷ふるさとセンター指定管理料など自治活動拠点施設経費183万6,000円の増額、広島県雇用創出基金による緊急雇用対策事業729万3,000円を増額するなど、合わせて2,732万9,000円を追加。

民生費は、社会福祉法人指導監査専門員報酬など社会福祉総務経費13万4,000円の増額、保育所施設改修事業5,000万円を増額し、あわせて5,013万4,000円を追加。

衛生費は、一般廃棄物最終処分場清掃運搬等車両の更新経費1,000万円を追加。

農林水産業費は、農業活性化施設緊急整備事業補助金として1,560万円の増額、農業集落排水事業特別会計へ浄化槽市町村整備推進事業償還費補助金が交付されることに伴い、一般会計繰入金175万円を減額し、合わせて1,385万円を追加。

商工費は、高谷山広場駐車場整備事業880万円を追加。

土木費は、市道新設改良事業9,000万円、県道新設改良事業2,000万円を増額、みよし運動公園大型遊具整備事業について3,880万円を増額するなど、合わせて1億4,880万円を追加。

消防費は、消防救急無線デジタル化事業に係る土地購入費など88万円を追加。

教育費は、学校施設改修事業3,000万円、歴史民俗資料館改修事業850万円、社会体育施設改修事業1億7,898万4,000円を増額するなど、合わせて2億2,638万4,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

国庫支出金は、地域の元気臨時交付金及び社会資本整備総合交付金、合わせて3億1,640万円を追加。

県支出金は、広島県雇用創出基金事業費補助金、「観光地ひろしま」魅力づくり推進事業補助金、合わせて959万3,000円を追加。

繰入金は、過疎地域自立促進基金繰入金1,560万円を追加。

諸収入は、スポーツ振興くじ助成金5,758万4,000円を追加。

市債は、都市公園建設事業債、消防施設等整備事業債、社会体育施設整備事業債、合わせて

8,700万円を追加しようとするものであります。

第2条債務負担行為の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、横谷ふるさとセンターに係る指定管理料ほか1件の追加を、三次駅周辺整備事業について期間を変更しようとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、5ページ記載の第3表のとおり、都市公園建設事業ほか2件について借入限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第51号平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ92万円を追加し、補正後の総額を24億9,536万3,000円にしようとするものであります。

主な内容は、人数制使用料の遡及対応に必要な還付金を追加しようとするものであります。

最後に、議案第52号平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ254万円を追加し、補正後の総額を5億8,658万7,000円にしようとするものであります。

主な内容は、人数制使用料の遡及対応に必要な還付金を追加しようとするものであります。

以上、議案3件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第50号平成25年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）外2議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第50号外2議案については質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 陳情第2号 公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出について

○議長（沖原賢治君） 日程第8、陳情1件を議題といたします。

今期定例会において受理した陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております陳情第2号公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出についてを教育民生常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前11時29分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年6月14日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 齊木 亨

会議録署名議員 小池拓司